

平成29年度事業計画

1 センターを取り巻く状況

(1) 人口動向

平成28年の東京都の高齢者人口（推計）の概要によれば、高齢者（65歳以上）人口は、対前年度比4万8千人増加して301万2千人となり、初めて300万人を超えました。高齢化率は23.1%で過去最高を更新しました。

目黒区の高齢者人口は5万4千人、高齢化率は19.9%となっています。東京都全体からみれば人口的にはまだ若い町であると言えます。しかし、「目黒区人口ビジョン」では、平成34年をピークに総人口が減少していく中で、高齢者人口は今後も増加を続けると推計しています。

労働環境の変化に伴い、65歳までの継続雇用がほぼ定着し、その後の就業の場としてセンターが捉えられるようになってきました。以前と比べて入会年齢はほぼ5歳高まり、会員の平均年齢が一段と高まっています。入会率はほぼ横ばい状況が続いている中で、人口構成比率の高い団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）は会員数が多く、センターの中でも団塊を作りつつあります。

(2) 「高齢者」像の変化

日本老年学会は平成29年1月に、現在は65歳以上と定義されている高齢者を75歳以上に見直すように求める提言を行いました。医療の進展や生活環境の改善により、10年前に比べ身体の働きや知的能力が5～10歳は若返っているとしています。前期高齢者とされている65～74歳は、「心身とも元気な人が多く、高齢者とするのは時代に合わない」として、新たに「准高齢者」に区分するよう提案し、社会の支え手と捉え直すことが、明るく活力ある高齢社会につながると述べています。

この提言で示された高齢者観は、「社会参加の意欲のある高齢者に対し、就業や社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実と福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する」ことを目的としたセンター創設の考え方とまったく合致するものです。センターが、高齢社会の進展と高齢者のあるべき姿を先見して創設された組織であり、そこで活躍する会員は高齢社会のフロントランナーであることを改めて確認できるものとなっています。

(3) 制度改正の動向

人口が減少する中で高齢化、長寿化が進み、労働力不足による社会の活力低下が言われて久しくなります。こうした背景をもって一億総活躍社会の実現が政策課題として採り上げられ、中でも、高齢者が活躍し続ける「生涯現役社会の実現」が重要視されています。

生涯現役社会実現の担い手として、シルバー人材センターに対する期待が高まっています。国では、多様化する高齢者の就業ニーズに対応するとともに、少子高齢化の進展により必要な労働力減少が懸念されることを踏まえて、センターの機能強化を進めています。その柱は、シルバー派遣事業の推進と拡大です。派遣事業に限って都道府県知事が指定する業種等につ

いては、週40時間までの就業を可能とする法改正を行いました。人手不足分野（小売業、食品製造業等）や現役世代を支える分野（育児、介護分野等）でシルバー派遣事業を積極的に活用していこうとする方向性が現れています。

こうした動きを受けて、東京都においても平成29年度からシルバー派遣事業を活用した「保育人材等確保支援事業」を開始し、高齢者の掘り起しや人材育成、保育等関連施設における高齢者の活用促進に取り組んでいくことを打ち出しました。

2 平成29年度事業運営の基本方針

地域における就業や社会活動機会の提供・場の創出など、センターが担う役割は一層重要性を増し、大きな期待が寄せられています。平成29年度は、次の基本方針に基づいて事業を運営していきます。

(1) 生涯現役社会の実現に向けた環境整備

センターは、生涯現役社会の実現に向けて、これまで以上に高齢者が働きやすい環境を整備し、高齢者の多様な就業ニーズに的確に応えていく取組みを促進します。

(2) 地域社会に貢献できる事業展開

公益法人として地域社会への貢献活動や社会参加の場としての機能を十分に果たすことができるよう、時代の変化を敏感に受け止め、進むべき方向を的確に見極めながら地域に密着した事業を展開します。

(3) センターの事業理念に基づく組織力の強化

センターの事業理念である「自主・自立」、「共働・共助」の下、一人ひとりの会員が、センターが自主的、主体的な組織であることを認識して、目標を共有し、一体感をもって健全な事業運営ができる組織づくりを目指します。

こうした基本方針の下、平成29年度の重点事業を次のとおり定め、会員及び区民等の理解と協力を得ながら健全な事業を推進します。

3 平成29年度の重点事業

(1) 組織力の強化

目標を共有する一体感のある組織運営を行って組織力を高め、多様化する会員ニーズに対応できる魅力ある組織づくりを推進します。一人ひとりが会員としての自覚を持って自発的に組織活動に参加し、自律的で活発な組織運営を行います。

平成28年度に実施した全会員を対象として意識調査では、多項目にわたって会員の実状や意識が示され、多くの自由意見からも貴重な情報を得ることができました。この意識調査の詳細な分析を通して、センターの誇れるもの、改善を要するものなどを明らかにして組織力の強化や事業運営に生かしていきます。

センター組織活動の核となる地域班の再編（19班から21班へ再編）を機に、班長、副班長の役割や分担、10人グループの運営等について再確認し、各地域班の活動の均質化を図っていきます。また、センターから会員への情報伝達方法を検証し、良好な情報伝達が確保できる仕組みを検討、実施することにより、地域班運営の円滑化を図ります。さらに、他の地域班との交流等を促進し、情報の共有、意見交換等を通じて班活動の活性化を推進します。

昨年度、事業運営委員会が行なった就業グループリーダーとのヒアリングの結果を踏まえて、リーダー養成講座等の必要な研修を実施するなど、課題改善や環境整備などに必要な支援等を行って組織力を高めます。また、センターからの情報や決定事項の伝達が難しい単独就業者については、地区別など一定の単位による組織化について引き続き取組んでいきます。

(2) 会員の増員

会員は人の集まり（社団）であるセンター組織の基盤です。会員を増やすことは安定的な事業運営や事業拡大を図る上で最も重要な要因です。また、仕事の品質を保つ上からも、その就業を希望する一定数の会員を確保することが不可欠となります。そのため、魅力のあるセンターづくりを推進するとともに、センター事業をあらゆる機会と手段を使って効果的にPRして会員を増やします。

平成29年度から始まるシルバー人材派遣事業が会員増員に貢献する可能性を秘めています。シルバー派遣は、これまでの請負による就業とは異なり、雇用契約に基づいた就業形態です。指揮命令が発生する仕事にも対応できることから、新たな職域の受注も期待でき、会員にとっては就業機会の選択の幅が広がります。派遣就業に対応できる会員の新たな確保策に取組んでいきます。

住宅地という目黒区の地域特性から、家庭からの仕事の受注が多くなっています。地域のニーズが高い家事援助、育児支援サービス事業などはこれからも拡大が予想されます。こうした受注に十分に対応できる就業会員の確保が重要性を増しています。女性スタッフによる女性を対象とした入会説明会や就業経験者の体験談を交えた懇談会の開催など、さまざまな工夫を凝らして就業会員を増やします。

今年度も引き続き会員各位の協力を得ながら、1人1会員入会勧誘活動をはじめ、募集チラシの戸別配布、めぐろ区報、公営掲示板、町会回覧板などを活用して会員増員策を展開します。

(3) 就業機会の拡大・拡充

国が進めるシルバー人材センターの機能強化は、従来の職域にとどまらず、人手不足分野や育児支援等の現役世代を支える分野での就業機会の拡大を想定したものとなっています。さらに、請負ではできなかった指揮命令が発生する業務に関して、シルバー派遣事業を活用することにより就業機会を拡大することができるとしています。

センターの平成28年度の受注契約額は、公共部門や民間部門と比べて家庭部門が伸びています。目黒区は他区と比較して多くの企業が立地しているわけではなく、住宅地であることが地域特性となっています。この地域特性が家庭部門の契約増加につながっていると見ることができます。家庭部門の仕事をセンターの今後の成長株と位置付け、受注に十分応えられる体制づくりに取組んでいきます。

高齢者の就業ニーズは多様化しています。一方で、労働力情勢の変化により企業等でも人手不足が生じ、高齢者集団が働くセンターが注目されています。こうした状況を踏まえ、センターは、就業を希望する高齢者に臨・短・軽の仕事を通して「生きがい就業」としての就業機会を提供するという原則を維持しつつ、職域を拡大し会員の就業ニーズの多様化にも適切に対応できるよう、シルバー人材派遣事業（平成28年12月2日派遣事業所届出受理）を推進します。

(4) 適正就業の推進

センター運営は、法令を遵守し地域社会の信頼を得て行わなければなりません。適正な契約に基づき適正な就業実態であることが求められます。継続している業務は勿論、就業拡大や職域拡大を図る取組みについても適正就業の遵守が必要です。

平成28年9月に国は、センターの適正就業を確保するため、役員・職員、会員、発注者を対象とした「適正就業ガイドライン」を作成しました。センターの機能強化が行われる一方で、このガイドラインに沿った事業運営の徹底を求めるものとなっています。こうした動きを受け、ガイドラインに基づき、従来にも増して適正就業の取組みを重視し、社会的な信用を維持していきます。

平均寿命の伸長に比例して会員の平均年齢は毎年高まり、80歳以上の就業会員も増加しています。こうした会員構成の変化を踏まえ、就業を希望する高齢会員が体力と能力に応じた就業を継続できるようにすることが重要課題となっています。高齢会員の就業日数、時間、職種等について働き方の新しい仕組みを検討し、一部職種について制度の運営を試行します。

(5) 安全就業及び健康管理の徹底

センターの事業運営において安全を確保することは何よりも優先します。このことを会員一人ひとりが十分に理解し、実践することが重要です。発生した事故を教訓として新たな事故の発生を予防するための取組みを続けてきました。しかしながら、事故は依然として後を絶ちません。事故の原因を分析すると、就業中の事故と就業途上の事故の双方について、ほとんどがもう少し注意を払っていれば防げた事故であることが分かります。加齢による身体機能の低下に加えて、「自分だけは大丈夫」という過信や慢心が事故を起こす大きな要因となっています。

安全就業の確保こそ、就業を通じた健康維持、生きがい維持を実現し、さらに息長く就業を続けるための必要不可欠の取組みであると位置付け、組織を挙げて事故ゼロを目指します。

安全就業に対する一人ひとりの会員の自覚を促すための啓発活動とともに、危険予知、ヒヤリハット、転倒予防、安全就業基準など、事故の未然防止に有効な知識や対応策の情報を共有するための各種研修・講習、自転車交通安全講習会など様々な安全対策を展開します。

また、就業による疲労の蓄積が原因と考えられる事故が発生していることを踏まえ、健康状態の定期的なチェックや健康管理面からの適切な就業管理体制の整備に向けて取組みます。

4 事業実施計画

(1) 組織力の強化（定款第4条第3号及び第5号事業）

- ① 組織や会員等について定める規程の策定や改正などを適宜適切に行い、整備します。
- ② 各委員会機能の見直しを行い、委員会活動を強化します。
- ③ 新任役員（理事・監事）を対象に研修を実施します。
- ④ 役員経験者から意見等を聴く「参加会」を年2回実施します。
- ⑤ 地域班の班長、副班長を対象に地域班役員の具体的な役割等について研修を行います。
- ⑥ 地域班会議を年2回（4月・10月）開催し、地域班活動の活性化を推進します。
- ⑦ 地区担当理事が中心となって地域班10人グループ活動の活性化を支援します。
- ⑧ 就業グループリーダー会議を年2回実施します。

- ⑨ ホームページの会員専用ページについて、更新頻度を増やし内容を拡充します。
- ⑩ 入会1年目会員研修を実施します。
- ⑪ 設立40周年事業について検討を行います。

(2) 会員の拡大（定款第4条第5号事業）

- ① 第4次中期計画で目標とする会員数の実現に向けて継続的に取組んでいきます。
- ② 会員増員強化月間を設定して、全会員参加型活動で会員増員策に取り組めます。
- ③ 1人1会員入会活動を実施します。
- ④ 入会説明会及び入会研修を毎月実施します。
- ⑤ 女性を対象とした入会説明会及び研修会（懇談会）を実施します。
- ⑥ 会員増員が特に必要な職域について、独自の募集方法を検討します。
- ⑦ めぐる区報、公営掲示板、町会回覧板を活用したチラシの配布等により、会員募集及びセンター事業のPRを行います。

(3) 就業機会の拡大・拡充（定款第4条 第1号及び第2号事業）

- ① 接遇研修を実施して就業会員の接遇力の向上を図ります。
- ② 各種技能講習及び就業グループ内技能講習の実施を支援します。
- ③ 技術等を必要とする単独就業者の後継者育成等について検討します。
- ④ 町会や各種商工団体との連携を図り就業機会の拡大を図ります。
- ⑤ 奈古味を活用した区からの受託事業（地域交流サロン、ひとりぐらし高齢者等の食事サービス）を適切に実施します。
- ⑥ 独自事業について、ガイドラインに基づき事業評価を行って経営判断します。
- ⑦ 独自事業グループリーダー会議を実施します。
- ⑧ シルバー労働者派遣事業の実施に必要な説明会及び研修等を実施します。
- ⑨ シルバー労働者派遣事業について先進センター等から必要な情報収集を行います。

(4) 適正就業の推進と法令遵守の運営（定款第4条 第1号及び第5号事業）

- ① 定期的に就業現場を巡回し、契約内容と就業実態を確認して適正な就業を確保します。
- ② 高年齢会員が体力と能力に応じた就業継続が可能となるような働き方について、一部の就業グループを対象として、十分な説明の上で試行します。
- ③ 就業期間制限職種の募集方法について、適正就業、就業機会拡充の観点から就業者募集時期、頻度、年齢などの配慮事項等について検討を行います。
- ④ 就業継続を希望する会員の、就業の可否、就業の頻度等について公正・公平に判断するための就業判定基準を規程、内規等で整備します。
- ⑤ 就業期間制限職種の指定及び期間について、全職種を対象に定期的な見直しを行います。

(5) 安全就業と健康管理の徹底（定款第4条 第5号事業）

- ① 安全就業巡回パトロールを強化し、会員の安全意識の啓発を図ります。
- ② 新安全支援員を対象に研修会を実施します。
- ③ 安全支援員会議を年2回実施します。
- ④ 就業グループ会議で、安全就業の徹底と確認を行ないます。
- ⑤ 危機管理安全委員会ニュースを発行します。
- ⑥ 安全支援員による安全確保のための計画書作成の促進とその支援を行います。

- ⑦ 就業グループ別リスクアセスメント（危険予知プログラム）の導入による危機の未然防止策について検討を行います。
- ⑧ 就業環境、内容、危険度により区分する新・就業安全グループの制定について検討を行います。
- ⑨ 事故防止対策として、自転車交通安全講習会、歩行者訓練、その他必要な研修及び講習会を実施します。
- ⑩ 地震等を想定した緊急時対応模擬訓練を年2回実施します。
- ⑪ 会員の健康維持に関して、体力測定会、高齢者の口腔ケア、認知症予防、80歳以上会員健康講習会等の各種講習会を実施します。
- ⑫ 東京しごと財団、第4ブロックSC、その他関係機関が実施する各種安全講習会等に参加します。
- ⑬ 目黒区の特定健診制度を利用して年1回以上の健康診断の受診を勧奨します。
- ⑭ 会員の健康診断受診状況調査を実施します。
- ⑮ 必要な就業現場へ救急箱の新規支給と補充を行います。

（6）地域貢献事業の推進（定款第4条第3号事業）

- ① 道路清掃活動について、参加方法や集合場所等について分かりやすく周知します。
- ② 道路清掃活動の参加人数及び参加率の増加を踏まえた実施方法について検討します。
- ③ 主要公園清掃活動の効果的な実施について検討します。
- ④ 新たな福祉施設ボランティアの訪問先の開拓と参加会員の募集を検討します。
- ⑤ 見守りネットワーク協力団体としての取組について全会員に周知徹底します。
- ⑥ 子育て事業「こども110番」事業への参加を検討します。
- ⑦ めぐろSUNまつり、駒場野まつり等へ参加・協力します。
- ⑧ 東京マラソンボランティアへ参加します。
- ⑨ 設立40周年記念ボランティアイベント等について検討を行います。

（7）家事援助・育児支援サービスの推進（定款第4条第1号及び2号事業）

- ① 女性会員増員ワーキンググループ会議及び地区別家事・育児支援サービス就業会員全体会議を実施し、女性会員の増員及び家事援助・育児支援サービス、訪問型支え合い事業の受注体制の整備について検討します。
- ② 女性会員募集のチラシを作成するなど、女性会員の募集を様々な形でPRします。
- ③ コーディネーターを活用し、家事援助・育児支援サービス事業の拡大を図ります。
- ④ 家事援助・育児支援就業希望会員を対象とした就業前研修を実施・充実します。
- ⑤ マナー研修、個人情報取扱研修、育児支援研修（沐浴、こどもの遊びに関する研修等）、食事づくり講習会等の就業に必要な各種研修を実施します。
- ⑥ 訪問型支え合い事業の担い手研修を実施します。

（8）普及啓発・相談事業の実施（定款第4条第4号事業）

- ① 平成28年度に実施した会員意識調査の分析を行い、会員の希望及び終業形態等を反映した事業運営について検討します。
- ② センターの機関誌「シルバーめぐろ」を年3回発行します。
- ③ 毎月1回センターニュースを発行し、会員に必要な情報をタイムリーに発信します。
- ④ 目黒川桜まつり、目黒区商工まつり、めぐろSUNまつり等のイベントのパンフレット

などへセンター広告を掲載します。

- ⑤ 会員を対象とした就業相談会を毎月 1 回開催します。

5 受託事業

受託事業、独自事業、指定管理事業等、次の事業を実施します。

(1) 受託事業

公共 関係	自転車	自転車整理	自転車放置防止指導	自転車集積所管理
	公園管理 清掃	駒場公園	駒場野公園	駒場野公園拡張部
		東山公園拡張部	西郷山公園	中目黒・船入場
		衾町交通公園		
	公園清掃	東部地区	中央地区	南部地区
		西部地区		
	施設管理	学校校庭開放	古民家	東工大体育館管理
		ミュージアムアシスタント(美術館)	北部地区サービス事務所管理	区印刷室運営管理
		老人憩いの家管理・運営	碑文谷ボート場管理業務	児童館管理
	その他	入試センター構内清掃	東大医科研構内清掃	東工大構内清掃
		東工大検収センター業務	東工大出口管理	消火器点検
		東工大液体窒素充填業務	各種配布物	高齢者住宅清掃
		公営掲示板ポスター貼り	路上喫煙防止啓発	広報スタンド管理
		家具転倒防止取付け		
	民間 関係	家庭	高齢者家庭支援サービス(便利隊)	植木
襖・障子張替			育児支援サービス	家事援助サービス
訪問型支え合い事業			ハウスクリーニング	包丁砥ぎ
ペットの世話			植木の水やり	網戸張替え
訪問着付け			出張パソコン	
企業等		ビル清掃	マンション清掃	通訳・翻訳
		一般事務	経理事務	集金事務
		駐車場管理	シルバーパス事務	観光案内
		筆耕(宛名書き等)	室内外作業	駐輪場管理
		宮前テニス場管理	PR紙(誌)配布	

(2) 独自事業

学習教室	着付け教室	日本画教室
パソコン教室	書道教室	洋服・和服のリフォーム
レストラン「奈古味」	シニアの学校	

(3) 指定管理者

場 所	業 務 内 容
駒場野公園	駒場野公園デイキャンプ場管理
駒場公園和館	駒場公園和館管理業務